

特 記 仕 様 書

東京神奈川森林管理署

請負事業の全般に係る一般的な事項は造林請負事業標準仕様書によるものとする。

1 作業にあたっての留意事項

- (1) 高尾自然休養林は、低山ながら他の地域では見られない暖温帯系の照葉樹林帯（カシなどの常緑広葉樹）と冷温帯系の落葉広葉樹（ブナ、イヌブナ、コナラ、ホオノキなど）・中間温帯林（モミ、ツガなどの針葉樹林）の樹木が多数自生している。芽吹きから紅葉の季節など年間を通して自然豊かな移ろいを多くの利用者が楽しみにしているところであることから、環境配慮に細心の留意を図ること。

また、高尾山の年間の入山者は、約 300 万人といわれ世界で最も登山者が多い山のひとつとされている。特に、これからの時期は、12 月 17 日から 28 日までのダイヤモンド富士、12 月 31 日から 1 月第 3 週頃までが初日の出や初詣、更に 2 月 3 日には節分会が予定されていることから、作業の実施時期は、これらの行事等と重ならないように設定すること。

- (2) 作業にあたっては、法令等を遵守し、立ち入り規制や誘導員を配置するとともに、墜落・落下防止措置、適切な作業用具やけん引具等を使用するなどにより、作業者の安全確保に万全を期すこと。また、隣接樹木の損傷、歩道等の利用者や施設に損害が生じないよう作業方法を十分に検討し、万全な安全対策を講じたうえで作業すること。

また、作業により歩道を塞ぐなど、利用者の通行の支障となる状況が生じた際は、速やかに万全な安全対策を講じたうえで作業すること。

- (3) 剪定木等は、別紙「案内図、位置図、数量内訳書、危険木現況写真」のとおり。
(4) 作業の着手及び完了の際には、監督職員に報告し、確認・調整を図ること。
(5) 作業前後の写真を撮影し、完了時に監督職員に提出すること。
(6) 作業の全般において、監督職員の指示に従い、適宜協議すること。

2 剪定等（枝払い等）

- (1) 作業対象木は、番号札（スチロール樹脂・黄色「52～144」（ただし、欠番あり））とビニールテープで表示しているので、数量内訳書、位置図、詳細図等の設計図書と現地を確認のうえ、誤作業が生じないよう十分留意すること。
- (2) 剪定にあたっては、高尾自然休養林として多くの目に触れることから、樹種の特徴に応じた適正な剪定方法を原則として、その立地場所によりよく見極めて作業すること。また、頂部の樹勢が強い樹木の生育特性を踏まえ、上方は強く、下方は弱く剪定すること。
- (3) 太枝の剪定は、切断箇所の表皮がはがれないよう、切断予定箇所の数 10cm 上より切除し、枝先の重量を軽くした上で切り返しを行い切除すること。切り口は水がたまらないよ

うに滑らかに処理すること。また、太枝の切断面には必要に応じて防腐処理をすること。

- (4) 枝葉を残さずに太い枝（直径 10cm 以上）を切除する「切詰剪定」の場合、又は針葉樹の主幹を中断で切る「芯止め剪定」の場合は、切口の癒合が進まず、また切口からの乾燥が続くため、保湿と殺菌を目的に切口に防菌癒合剤を塗布すること。
- (5) 剪定した幹や枝葉を存置する際は、地形、施設及び林地保全等を考慮し、最も安全な方法を選択すること。また、転落することがないように転落防止措置を講じること。
- (6) 枯損木の伐採は、樹形、隣接木の状況、地形、施設及び林地保全等を考慮し、最も安全な方法を選択すること。また、転落することがないように転落防止措置を講じること。

3 法令等の遵守及び安全管理

- (1) 作業にあたっては、労働安全衛生法令等による遵守事項を徹底するとともに、チェンソーを使用する作業の実施に当たり、労働安全衛生法に基づき必要とされている伐木等特別教育修了者を配置（令和 2 年 8 月 1 日以降は、新カリキュラムの特別教育修了者又は旧カリキュラムの特別教育修了者で補講受講者であること。）し、作業者の労働安全の確保並びに第三者等の安全確保に万全を期すこと。

また、高さが 2 m 以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業の実施に当たり、フルハーネス型墜落制止用器具特別教育修了者を配置できること。

- (2) 作業中は危険回避のため、誘導員等を配置し、関係者以外の立ち入りを禁止すること。

4 その他

- (1) 現地は、自然公園法による明治の森高尾国定公園第 1 種特別地域であること、また、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による鳥獣保護区特別保護地区であること、更には、森林法による保健保安林及び風致保安林であることなど、法令制限の遵守が必要な地域であることから、剪定処置対象以外の樹木の損傷や周囲の環境に負荷を生じさせないように十分に留意すること。

なお、前述の法令制限に関する許認可行政機関とは協議済であるが、当該作業に付帯して、やむを得ず新たに伐採等の作業が追加発生する際は、監督職員に事由を申し出て協議、指示を受けること。

- (2) この仕様書により難しい場合、また明記していない事項については必要に応じて監督職員に事由を申し出て協議、指示を受けること。